

みやま市総合市民センター（仮称）建設
設計業務委託プロポーザル実施要領

平成29年8月

みやま市

— 目 次 —

1	設計者の選定に係る趣旨及び目的	2
2	委託業務の概要	2
3	設計者選定の概要	3
4	事務局	3
5	参加資格要件	4
6	参加条件	4
7	参加制限	5
8	失格要件	5
9	費用負担	6
10	参加手続	6
11	審査方法	9
12	提案の要件と課題	10
13	委託契約の締結	11
14	その他	11

別添資料

- 別添1 様式集（様式第1号～様式第19号）
- 別添2 位置図
- 別添3 入札参加資格審査申請書

1 設計者の選定に係る趣旨及び目的

みやま市における総合市民センター整備については、平成29年3月に「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところです。

この度実施するプロポーザルについては、総合市民センターの建設工事に係る設計業務の委託候補者を選定するものであり、基本計画の内容を十分に理解のうえ、その内容に基づいた設計を行うことができるとともに、市民、議会及び行政の意見を柔軟に取り入れながら本市の求める期間の中で、設計業務等を完了させる能力のある設計業者を本要領に基づき選定するものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託

(2) 業務内容

- ① みやま市総合市民センター（仮称）建設工事及びこれに附帯する外構工事等の設計に関する業務
- ② 関係法令及び条例、基準等にかかる打合せ及び協議、建築遂行上必要となる法令又は条例等に基づく資料作成、申請手続業務（手数料も含む）等全ての業務

(3) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで（各種申請業務及び確認済証取得まで）

(4) 予算額

本業務に係る予算額は151,000千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(5) 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な設計作業については、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ開始するものとする。

(6) 本業務に関連して別途発注する予定の業務

みやま市総合市民センター（仮称）建設監理業務委託

(7) 総合市民センター建設地の敷地条件

- ① 対象敷地 みやま市瀬高町下庄字安之内793番外
現行の瀬高公民館、瀬高体育センター、ふれあいセンター及び市立図書館西側の駐車場を敷地範囲とする。
- ② 敷地面積 約9,700㎡
- ③ 用途地域 第一種中高層住居専用地域から用途地域の変更予定
- ④ 建ぺい率／容積率 60％／200％
- ⑤ その他 景観法第16条第5項の規定による通知

(8) 建物想定規模等

- ① 想定延床面積 5,900㎡
- ② 構造 RC造
- ③ 耐震性安全性の分類 構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：乙類

(9) 事業スケジュール（予定）

- ① 設計業務 平成29年度から平成30年度
- ② 建設工事 平成31年度から平成32年度
- ③ 供用開始 平成33年4月予定

(10) 計画概要

「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画」による

3 設計者選定の概要

- (1) 主催者
みやま市
- (2) 選定方式
公募型プロポーザル方式
- (3) 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程
一次審査	募集公告	平成 29 年 8 月 23 日
	実施要領等の配布	平成 29 年 8 月 23 日から 9 月 21 日まで
	参加表明書等の受付	平成 29 年 8 月 23 日から 9 月 21 日まで
	第 1 回質問受付（参加表明書等）	平成 29 年 8 月 23 日から 9 月 7 日まで
	第 1 回質問最終回答（参加表明書等）	平成 29 年 9 月 13 日
	技術提案書等提出通知	平成 29 年 9 月 27 日
	技術提案書等の受付	平成 29 年 9 月 27 日から 10 月 19 日まで
	第 2 回質問受付（技術提案書等）	平成 29 年 8 月 23 日から 10 月 5 日まで
	第 2 回質問最終回答（技術提案書等）	平成 29 年 10 月 12 日
	一次審査	平成 29 年 11 月 7 日
	ヒアリング対象者通知	平成 29 年 11 月 10 日
二次審査	ヒアリング審査出席者届出	平成 29 年 11 月 16 日
	二次（ヒアリング）審査	平成 29 年 11 月 24 日（予定）
	審査結果発表（公表及び通知）	平成 29 年 11 月 30 日（予定）

(4) 選定委員会

設計者の選定は、別に定めるみやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

なお、選定委員会は委員構成 6 人による非公開とし、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、プロポーザル方式による設計者の特定後に公表するものとする。

4 事務局

みやま市役所 総務部 企画財政課 企画・地方創生係

〒835-8601

福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地

電話 (0944) 63-6111 (代表) 【内線 344、345】

(0944) 64-1504 (直通)

電子メールアドレス kikaku@city.miyama.lg.jp

5 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加する業者（以下「参加表明者」という。）は単体企業であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しないもの、又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 参加表明者は、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格を有すると認められる者は、参加できるものとする。なお、平成29年みやま市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント部門に登録されている者は、提出を要しない。
- (5) みやま市暴力団排除条例（平成21年みやま市条例第27号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) みやま市政治倫理条例（平成19年みやま市条例第174号）第20条の規定に該当する業者でないこと。
- (7) 公告の日から設計者決定の日までの間に、みやま市指名停止等措置要綱（平成19年みやま市告示第14号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 福岡県内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始後又は再生計画認定後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。）
- (10) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び市税の滞納がないこと。
- (11) 元請として、平成9年4月1日以後に着手し、「建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成21年国土交通省告示第15号）別添二の表、建築物の類型第三号及び十二号建築物（以下「市民センター等」という。）のうち、延床面積6,000㎡以上を有する建築物の新築に係る基本設計業務及び実施設計業務（以下「建築設計」という。）を完了した実績（共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表者としての実績）を有する者であること。

6 参加条件

- (1) 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、当該業務において専任の技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者は、平成9年4月1日以後着手し、延床面積4,000㎡以上の市民センター等の新築に係る建築設計に管理技術者として従事し、建築設計業務を完了した実績を有する者であること。
- (3) 意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ1名配置すること。

- (4) 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- (5) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- (6) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- (7) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- (8) 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、協力事務所は、他の参加表明者と重複することができない。
- (9) 協力事務所については、みやま市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であるときは、指名停止を受けていないこと。
- (10) 主たる分担業務分野（平成21年1月7日国土交通省告示第15号における別添一の一のロ成果図書（1）の（1）総合に係る部分をいう。）を再委託してはならない。
- (11) 有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しないものであること。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせる事務所をいう。

7 参加制限

次のいずれかの要件に該当する場合は、参加することができない。

- (1) 選定委員会の委員及びその家族
- (2) 選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属するもの
- (3) 選定委員会の委員の研究室等に所属するもの

8 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加表明者を失格とする。

- (1) 事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 実施要領の規定に違反するとみやま市長が認める場合
- (4) 指定する様式（以下「様式」という。）によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (9) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

- (10) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

9 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加表明者の負担とする。

10 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

① 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、みやま市ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加表明者1社につき1部を配布することができる。

② 配布期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月21日（木）まで。ただし、事務局において配布する場合においては、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

(2) 資格申請書類の提出

① 配布方法

資格申請書類は、みやま市ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加表明者1社につき1部を配布することができる。

② 受付期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月5日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

③ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。

④ 留意事項

平成29年度みやま市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント部門に登録されている者は、提出不要。

⑤ 資格申請書類提出後の効力

本業務の参加にあたり提出された資格申請書類については、本業務のプロポーザル参加資格を審査するものであって、今回資格申請書類を提出したことによって、平成29年度みやま市建設工事等競争入札参加資格者名簿へ登載されるものでない旨留意すること。

(3) 第1回質問（参加表明書等）の受付

参加表明手続に関して質問がある場合は、参加表明等に関する質問書（様式13号）を作成し、次のとおり提出すること。

① 受付期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月7日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの標題に、「みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託
プロポーザル質問書（参加表明関係）」の文字列を必ず入力すること。また、質問書
の提出後、事務局に電話で受信確認すること。

③ 質問に対する回答

平成29年9月13日（水）午後5時までに、受け付けた質問に対する回答をみやま
市ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の
対応も一切受付けない。

（4）参加表明書等の受付

参加表明書（様式第1号）及び参加表明書関連書類（様式第2号から様式第12号まで）
は、次のとおり提出すること。

① 受付期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月21日（木）まで。ただし、土曜日、
日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵
便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領書（様
式第12号）を受付後に交付するため、郵送により提出した場合は、参加表明書等受
領書返信用封筒（長形3号サイズで82円切手を貼り、返信先宛名を記載しているも
のを1通）を同封すること。

③ 提出部数及び方法

提出書類は、次の方法により整理して提出すること。なお、様式がA3サイズのもの
はそれぞれA4サイズにZ折して折り込むこと。

イ） 様式第1号及び様式第12号は各1部提出とすること。

ロ） 様式第2号から様式第11号は、各様式の次に各様式において必要となる添付資料
を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし、様式第2号から番号順に並べたもの
を2部提出すること。

ハ） 別途様式第2号から様式第11号（様式のみ）を1部提出すること。

④ 添付書類

各書類に添付する書類については、次のとおりとすること。

イ） 添付する書類ごとに、ホッチキス留めして割印すること。

ロ） 添付書類の最初のページに次のとおり証明すること。

<p>原本と相違ないことを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出者 ㊟</p>
--

ハ） 添付する書類ごとに、各ページの下部余白に（頁番号/頁総数）を表記すること

⑤ 留意事項

イ） 持参による参加証明書等提出時は、提出書類に漏れがないか確認し、参加表明書
等受領書を交付するので、終了まで待機すること。

- ロ) 提出書類に不足が生じている場合は、参加表明書及び参加表明書関連書類の受領は行わない。なお、不足する資料の提出について、通信機器使用による送受信などの対応は行わないので、提出書類に遺漏のないよう留意すること。
- ハ) 提出書類の不備による手直し及び受付の混雑等を想定し、早めの提出に努めること。

(5) 技術提案書等の提出要請

参加資格要件、参加条件及び参加制限において条件等（以下「条件等」という。）を備えている参加表明者については、技術提案書等の提出を要請（以下「技術提案書等提出者」という。）するものとし、平成29年9月27日（水）午後5時までに、電子メールにて通知し、あわせて郵送にて別途その旨の通知文書を送付する。また、条件等を備えていない参加表明者についても対象とならなかった旨同様に通知する。

(6) 第2回質問（技術提案書等）の受付

技術提案書等提出者のうち、技術提案書等に関して質問がある者は、技術提案書等に関する質問書（様式19号）を作成し、次のとおり提出すること。

① 受付期間

平成29年8月23日（水）から平成29年10月5日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの標題に「みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザル技術提案等質問書（技術提案書）」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話で受信確認すること。

③ 質問に対する回答

平成29年10月12日（木）午後5時までに、受け付けた質問に対する回答が整理できたものから随時回答するものとし、みやま市ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別での回答は行わず、電話等の対応も一切受けない。

(7) 技術提案書等の受付

技術提案書（様式第14号）及び技術提案書関連書類（様式第15号から様式第18号まで）は、次のとおり提出とし、その詳細については「みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザル技術提案書等作成要領」を参照すること。

① 受付期間

平成29年9月27日（水）から平成29年10月19日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

事務局へ持参により提出すること。提出者は指定しないが、「選定通知書（技術提案書提出要請書）」を持参し提示すること。

③ 提出部数

様式第14号及び様式第18号は各1部提出とする。また、様式第15号及び様式第16号は12部提出するものとし、様式第17号については2部（うち原本1部）を提出すること。

(8) ヒアリング対象者の通知

技術提案書等提出者中、一次審査実施後、二次審査（ヒアリング審査）の対象となる提案者（以下「ヒアリング対象者」という。）には、平成29年11月10日（金）午後5時までに「技術提案ヒアリング出席者届出書」と合わせて電子メール及び郵送による文書にて通知する。また、同時にヒアリング対象者にならなかった者には、非特定理由を付して電子メール及び文書にて通知する。

(9) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、「みやま市総合市民センター（仮称）建設設計業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領」によることとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。

① 実施日（予定）

平成29年11月24日（金）

プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、ヒアリング対象者へ「技術提案ヒアリング出席者届出書」と合わせて通知する。

② 実施場所

ヒアリング対象者へ「技術提案ヒアリング出席者届出書」と合わせて通知する。

③ 出席者

様式第4号に記載された管理技術者と様式第5号から様式第9号までに記載された主任技術者の合計5名以内とし、平成29年11月16日（木）午後5時までに「技術提案ヒアリング出席者届出書」にて電子メールで届け出ること。また、電子メール提出後、事務局に電話で受信確認すること。

④ ヒアリングの内容

技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

⑤ プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等提出者の抽選により決定する。抽選は、技術提案書等受付の際に実施し、抽選番号の若い順に行うこととする。実施時間等の詳細については、(8) ヒアリング対象者の通知の際に行う。

(10) 二次審査結果の通知

二次審査結果は、平成29年11月30日（木）午後5時までにみやま市ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メールと合わせて郵送による文書にて通知する。

1.1 審査方法

審査は次のとおりとする。

(1) 技術提案書等提出者の選定

参加表明書等の書類審査を行い、条件等を備えている参加表明者については、技術提案書等の提出を要請するものとする。

(2) 一次審査（様式第3号～様式第17号書類審査）

選定委員会が審査事項に関する評価・配点を決定し、参加表明者から提出された参加表明書、技術提案書等を書類審査のうえ、ヒアリング審査の対象者として、審査結果に基づき上位から5者程度を選定する。ただし、上位5業者の審査結果において、審査評価項目

における配点合計の50%未満の審査結果となった参加表明者は、ヒアリング対象者として二次審査に参加することはできない。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、ヒアリング対象者から技術提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、担当チームのコミュニケーション能力も踏まえ、総合的な能力を審査し、審査評価項目における配点合計の50%以上を獲得した参加表明者の中から、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

(4) 審査項目及び配点割合等

評価項目	評価事項	配点割合
審査評価項目	担当チーム能力 ・設計事務所の実績 ・技術者数及び有資格者数 ・管理技術者の能力 ・意匠主任技術者の能力 ・構造主任技術者の能力 ・積算主任技術者の能力 ・電気設備主任技術者の能力 ・機械設備主任技術者の能力 ・担当チーム編成	20.0%
	担当チーム対応 ・業務への取組体制 ・担当チームの特徴 ・その他実務実施上の配慮 ・工程計画、技術者配置計画の妥当性 ・業務に対する取り組み意欲	20.0%
	テーマに対する技術提案 ・提案の的確性、独創性、実現性 ① 文化・芸術 ② 健康増進 ③ 子育て支援 ④ その他の提案	50.0%
	経済性（価格評価） 設計業務に係る参考見積書による価格評価	10.0%

(5) 設計者選定報告書の公表

設計者選定に関する報告については、後日、みやま市ホームページで設計者選定報告書を公表する。

1.2 提案の要件と課題

(1) 施設概要

① 施設構成・規模・機能

「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画」を参照のこと。

② 事業費

4.5億円以内（消費税及び地方消費税含む。厳守のこと）。なお事業費には本体工事費、設計費のほか外構工事費、浄化槽設置工事費、解体工事費を含む。

(2) 施設整備の基本的考え方

提案にあたっては次の項目に配慮すること。詳しくは「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画」を参照のこと。

- ① 誰もが利用しやすい施設整備
- ② 周辺環境に配慮した施設整備
- ③ 環境に配慮した施設整備
- ④ ライフサイクルコストに配慮した施設
- ⑤ 現存施設との機能連携・分担
- ⑥ 防災に配慮した機能整備

(3) 提案課題

提案項目	主なテーマ
文化・芸術	文化・芸術の振興や生涯学習の拠点施設としての提案
健康増進	スポーツの振興や市民の体育・運動ニーズに対応し、市民の健康増進に寄与する施設としての提案
子育て支援	子育て支援など市民生活を支援する施設としての提案
その他の提案	耐震・安全性の強化による防災機能の向上、省エネルギー、長寿命化、その他今回の施設で重要と捉え、強調したい提案

1.3 委託契約の締結

(1) 契約の方法

最優秀者に選定された者と随意契約を行う。ただし、当該契約が不調の場合は、優秀者に選定された者と随意契約を行うものとする。

(2) 業務委託金額

選定された設計者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で、様式第17号に提出された参考見積書の金額に消費税を加算した額を上限として決定する。

現計予算額 151,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(3) 委託料の支払方法

みやま市財務規則（平成19年みやま市規則第47号）の規定及び業務委託契約書に基づくものとする。

(4) 契約保証金

みやま市財務規則第124条の規定に基づくものとする。（契約金額の10パーセント以上）

1.4 その他

(1) 参加表明者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。

- (2) プロポーザルにおいて本市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局とする。
- (3) 参加表明者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、施設利用者、近隣住居者及び通行人等に迷惑が掛からないようにすること。なお、現地調査等に起因するトラブルが発生した場合は、その内容により失格とすることがある。
- (4) 参加表明者1者につき1提案とする。
- (5) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨及び単位は、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (6) 参加表明書、質問書及び技術提案書等の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書等（以下「技術提案書等」という。）は、提出後の差替え及び再提出を認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、みやま市の了解を得なければならない。
- (8) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (9) 提出された技術提案書等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (11) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (12) みやま市は、最優秀者の書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。なお、それ以外の者の書類は公表しないものとするが、前記13（1）ただし書きに該当する場合には優秀者の書類を公表する。
- (13) 提出書類作成のためにみやま市から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、了解なく公表及び使用することはできない。
- (14) 参加表明者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は事務局の承諾を得ること。
- (15) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
- (16) 本件業務を受注した者（協力を受ける他の設計事務所等を含む）が製造業及び建設業との間に、次に掲げる事項が認められる場合は、当該製造業及び建築業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことができない。
 - ① 一方が他方に出資していること（当該企業の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合）。
 - ② 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねている場合。
- (17) プロポーザルの実施における審査において、参加表明者が1者であった場合においても、本要領に基づき実施するものとする。
- (18) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。